2026年11月10日

各　位

会　社　名　株式会社Beyont
代表者名　代表取締役社長兼 CEO　田原　眞一
（コード番号：674A　東証グロース市場）
問合わせ先　執行役員コーポレート部長 高 橋　淳
TEL. 03-4405-3379

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年11月10日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式　271,800株
(2)	募集株式の払込金額	未　定（2026年11月25日開催予定の取締役会で決定） ただし、引受価額（引受人より当社に支払われる金額）が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。
(3)	発行価格	未　定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2026年12月3日(木曜日)（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する）
(4)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(5)	募集方法	発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
(6)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。
(7)	申込期間	2026年12月4日(金曜日)から 2026年12月9日(水曜日)まで
(8)	申込株数単位	100株
(9)	払込期日	2026年12月10日(木曜日)
(10)	株式受渡期日	2026年12月11日(金曜日)

(11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。

(12) 下記2.において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：　この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 引受人の買取引受による売出しの件

(1)	売出株式の種類及び数	当社普通株式　576,500株
(2)	売出人及び売出株式数	東京都港区 田原　眞一　392,200株 兵庫県淡路市 小縣　信也　74,100株 東京都中央区日本橋二丁目11番２号 ＴＳＶ１号投資事業有限責任組合　67,200株 東京都中央区 伊澤　智也　24,700株 東京都品川区 福島　昌吾　17,800株 東京都江東区 斉藤　翔汰　500株
(3)	売出価格	未　定（発行価格等決定日に決定される予定） なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
(4)	売出方法	売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、岡三証券株式会社、マネックス証券株式会社及び楽天証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
(5)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。
(6)	申込期間	上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
(7)	申込株数単位	上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
(8)	株式受渡期日	上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。

(9) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、本売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

(1)	売出株式の種類及び数	当社普通株式　127,200株 なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。
(2)	売出人及び売出株式数	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社　127,200株（上限）
(3)	売出価格	未　定（発行価格等決定日に決定される予定）

ご注意：　この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。

(4) 売出方法　売出価格による一般向けの売出しとする。

(5) 申込期間　上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。

(6) 申込株数単位　上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。

(7) 株式受渡期日　上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。

(8) 上記 1. の募集株式数又は上記 2. の売出株式数が変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における 1. の募集株式数と 2. の売出株式数との合計数の 15%となる数（100 株未満切り捨て）に読み替える。

(9) 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合、又は上記 2. において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：　この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

［ご参考］

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数	当社普通株式 271,800株
売出株式数	①引受人の買取引受による売出し 当社普通株式 576,500株 ②オーバーアロットメントによる売出し(*) 当社普通株式 上限127,200株

(2) 需要の申告期間	2026年11月26日(木曜日)から 2026年12月２日(水曜日)まで
(3) 発行価格等決定日	2026年12月３日(木曜日) （発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。）
(4) 申込期間	2026年12月４日(金曜日)から 2026年12月９日(水曜日)まで
(5) 払込期日	2026年12月10日(木曜日)
(6) 株式受渡期日 （上場（売買開始）日）	2026年12月11日(金曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2027 年１月８日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場（売買開始）日（株式受渡期日）から2027年１月８日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2.今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,240,000株
公募増資による増加株式数	271,800株
公募増資後の発行済株式総数	3,511,800株

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

3.調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 547,190 千円については、人件費、採用費、システム開発費及び広告宣伝費に 520,000 千円、残額を借入金返済に充当する予定です。

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,050 円）を基礎として算出した見込額であります。

4.株主への利益配分

(1)利益配分の基本方針

当社は、成長投資費用を十分に確保したうえで、事業成長成果や財務状況、外部環境等を総合的に勘案して安定性・継続性に配慮しながら株主への利益還元を行うことを基本方針としています。上場後は、調達資金の使途に照らし合わせて、成長投資を最優先としておりますが、当社グループの経営環境、事業拡大のための投資計画等を総合的に勘案するとともに、内部留保及び財務体質の水準を考慮して、配当を実施したいと考えております。

(2)内部留保資金の使途

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針です。

(3)今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りつつ、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく予定でありますが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4)過去 3 決算期間の配当状況

	2024 年４月期	2024 年 11 月期	2025 年 11 月期
１株当たり当期純利益	△2,306.63 円	17.73 円	47.42 円
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	－ （　－　）	－ （　－　）	－ （　－　）
実績配当性向	－	－	－
自己資本当期純利益率	△21.13%	16.65%	34.10%
純資産配当率	－	－	－

（注）1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づく数値であります。

2. 2024 年 11 月期は、決算期変更により 2024 年５月１日から 2024 年 11 月 30 日までの７ヶ月間となっております。

3. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。

5. １株当たり配当額（１株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

6. 当社は 2026 年８月 27 日付で株式１株につき 100 株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について」（2012 年８月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の１株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2024 年４月期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については有限責任大有監査法人の監査を受けておりません。

ご注意：　この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

	2024年4月期	2024年11月期	2025年11月期
1株当たり当期純利益	△23.07円	17.73円	47.42円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	－ （　－　）	－ （　－　）	－ （　－　）

5.販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以　上

ご注意：　この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。